

## ごとう姫だるま工房の「姫だるま」著作権について

■著作権者 氏名：後藤 久美子（ごとう姫だるま工房）  
住所：大分県竹田市吉田 889 番地 1

■著作権の対象たる著作物（以下「本件著作物」という）の表示



- ・名称：「姫だるま」
- ・仕様：起き上がり細工が施された張り子製の置物。
- ・主たるデザイン：赤系のたまご型の胴体に対して大きな面長顔との比率が特徴的で、さらに頸部のVライン（十二単衣を表す着物の重ね衿）によって、独自デザインとなっています。
- ・胴体模様の特徴：正面下には竹の葉、側面に松と、梅に降る雪、頭部に太陽を表す菱形、背面に宝珠の印がそれぞれ描かれています。

■本件著作物が創作された年及びその製作者

ごとう めいこ  
昭和 31 年（1956 年～）後藤 明子  
昭和 57 年（1982 年～）後藤 明子・後藤 久美子

■本件著作物の起源及び特徴

- ・昭和 28 年（1953 年）、後藤恒人（現 ごとう姫だるま工房：初代）により創作された女だるまの製造技術を承継されたもの。本件著作物と先代の著作物とはその表情に若干の相違がございます。
- ・ごとう姫だるま工房の「姫だるま」（本件著作物）は、旧岡藩（現 竹田市）時代の武士、雑賀勘左衛門の妻「綾女」の美德風格を讃えたものとして伝えられており家運隆盛の象徴となっています。

■「ごとう姫だるま工房」について

ごとう つねと  
・初代（昭和 28 年 / 1953 年～）：後藤姫だるま製作所 後藤 恒人 ※ 昭和 47 年（1972 年）没



《参考：後藤恒人による制作風景》

- ・二代目（昭和 31 年 / 1956 年～）：後藤姫だるま製作所 後藤 明子
- ・共同著作者、後継者（昭和 57 年 / 1982 年～）：後藤姫だるま工房 後藤 久美子
- ※ 平成 27 年（2015 年）より屋号の後藤を平仮名にした「ごとう姫だるま工房」に統一

■本件著作物について

- ・本件著作物は、「ごとう姫だるま工房」が伝承してきた独自の方法により「ごとう姫だるま工房」が一品ずつ手づくりで制作している美術工芸品です。また、その制作技術は大分県竹田市の無形民俗文化財に指定（昭和 47 年 4 月 1 日）されています。
- ・本件著作物である「姫だるま」は、「ごとう姫だるま工房」独自の創作物であり、誰もが利用できる「女だるま」の一般的形状や公共財ではありません。
- ・本件著作物に係る著作者人格権、「姫だるま」の形状及びデザインについて生じている著作権は現在も有効に存続中で、すべて著作権者に帰属しています。よって本件著作物を利用する場合（イラストや撮影画像の配布及び販売を含み、本件著作物と同一又は類似の姫だるまを複製・翻案するなどして各種製品・印刷物・ウェブサイトのデザインに転用するすべての行為を含みます）には、頭書の著作権者から許諾を得ることが必要です。

※補足 | 尚、正面意匠は登録商標・第 5934236 号（16 類 / 紙製品・24 類 / 布製品）です。無断で正面意匠をモチーフにした商品化及び販売はできません。（要 別途相談）

～上記の趣旨により、本件著作物である「姫だるま」の利用にあたっては、著作権者との間で、「著作物利用許諾契約」を締結して下さるようお願いをして参りました。「著作物利用許諾契約書」の内容は別紙のとおりです。

《本件著作管理受託者》 〒878-0013 大分県竹田市竹田 1259 番地 1  
合同会社 goron 代表社員 工藤 千津子  
電話：090-1667-5215  
E-mail：taketa@goron.info